

9月と10月は 「秋サケ密漁防止月間」です

河川内等の内水面及び禁止区域が設定されている河口域でのサケ・マス採捕は、法令、規則により全面禁止されています。

海や川でサケ・マスを違法に採捕すると、法律や規則で罰せられます。

違反者はその内容に応じ、法令により最高3年以下の懲役、又は200万円以下の罰則を受けることがあります。

違反防止のため、サケ・マス釣りを含む遊漁を行う場合は、北海道が発行している「フィッシングルール2010 ルール&マナー」等により事前に禁止事項を確認してください。

※ホームページに掲載されています。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.htm>

密漁者を発見した場合は、最寄りの警察署、海上保安部、総合振興局又は振興局の水産課、漁業協同組合に連絡してください。

連絡先

天塩警察署

電話 2-2110

稚内海上保安部

電話0162-23-2631

宗谷総合振興局水産課

電話0162-33-2946

留萌振興局水産課

電話0164-42-8472

林業退職金共済制度 (林退共)からのお知らせ

林業の仕事をしていたことはありませんか？

林退共では、昭和55年以降林業事業所で働いていた方で、林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

また、林業事務所で働いていたが、林退共へ加入していたか分からない方も、お調べいたしますのでお問い合わせください。

お心当たりの方は、

林業退職金共済事業本部

電話03-5400-4334

へお問い合わせください。

林退共制度について詳しくは、ホームページでもご案内しています。

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp>

石綿による疾病の 補償・救済について

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になっても、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

仕事が原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。このようなことから、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿救済法」といいます。)が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までです。お心当たりの方は、早急に北海道労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

○特別遺族給付金・労災保険制度 北海道労働局

電話011-709-2311

稚内労働基準監督署

電話0162-23-3833

○仕事が原因でない方への救済給付について

独立行政法人環境再生保全機構

電話0120-389-931

○石綿に関する仕事や症状の種類等は

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

9月11日は「警察相談の日」 ～悩むより かけて安心 #9110～

警察では身の回りの事件や事故、不安な出来事など生活の安全に関する幅広い相談に応じています。

また、警察業務についての要望・意見も受けております。

緊急の事件、事故以外の相談は、警察相談専用電話「#9110」をご利用ください。

「#9110」は短縮ダイヤルで警察本部、各方面本部の相談センターに接続されますが、ダイヤル回線、一部IP電話はご利用になれませんので、下記の電話番号をご利用ください。

旭川方面相談センター

電話 0166-34-9110

天塩警察署

電話 2-2110

